

■報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成23年11月2日に議決を受けた、「平成23年度 大正中学校プール改築工事（建築主体）」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る2月17日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

工事請負契約の変更契約締結内容

工 事 名	平成23年度 大正中学校プール改築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 大正 地内
契 約 の 金 額	138,600,000円（内消費税6,600,000円）
変更契約金額	140,543,550円（内消費税6,692,550円）
増 減 額	1,943,550円（内消費税 92,550円）
契約の相手方	田邊・渡川特定建設工事共同企業体 代表者住所 四万十町大正230番地8 代表者氏名 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 聖

【変更理由及び変更内容】

プールの基礎となる地盤改良の実施にあたり、掘削を行ったところ、深さ2.5mから3.6m付近が有機質土（木の葉等が多く混入した柔らかい土質）となっていたため、地盤の強度を確保する必要が生じたので、セメント系固化剤を多く使用するとともに地盤改良の深さを3.1mから3.7mに変更した。また、同所に排水管の機能を持つヒューム管が埋設されていたため、排水機能を損なわないよう暗渠用排水管に新規付替えを行うこととした。

併せて、周辺住民より清掃等の作業を行う際に転落の危険性があるとして、改良要望があった深さが2.6mほどある南側の排水溝（道路排水及び生活排水路）について、大正総合支所産業建設課及び隣地所有者等との協議の結果、埋上げを行い深さ約0.6m排水溝に改良することとした。

- ・地盤改良工事の変更 874,650円の増額
- ・排水管の新規取替 388,500円の増額
- ・南側の排水溝の変更 680,400円の増額